一二一二　船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件　九　五
一二一三　土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件　九　五
一二一四　都市計画に関する件　九　五
一二一五　粟国空港及び宮古空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件　九　五
一二一六　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　九　五
一二一七　船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件　一三　六
一二一八　砂防法第二条の土地を指定する件　一四　五
一二一九　東京国際空港及び利尻空港の航空灯火の変更に係る告示について変更を加えた件　一四　五
一二二〇　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく指定住宅紛争処理機関の住所等を変更する件　一四　225　一三
一二二一―一二二三　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件　一五　一
一二二四―一二二七二　自動車の既指定装置の型式を指定した件　一五　226　二七
一二二七三　道路運送車両の保安基準第五十八条の三第一項の規定により、自動車を認定した件　一六　二
一二二七四　信号符字を点附した件　一六　三
一二二七五　信号符字を取り消した件　一六　四
一二二七六　船舶国籍証書を無効とした件　一六　四
一二二七七　船舶国籍証書が無効となった件　一六　四
一二二七八　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一六　四
一二二七九―一二二八〇　砂防法第二条の土地を指定する件　一六　四
一二二八一―一二二八四　〃　一九　二
一二二八五　〃　二一　四
一二二八六　一般財団法人新日本検定協会から登録事項の変更の届出があった件　二一　四
一二二八七―一二二八八　砂防法第二条の土地を指定する件　二一　四
一二二八九　国土交通省関係物資の流通の効率化に関する法律施行規則第四条の四第六号の国土交通大臣の定める基準　二一　231　一六
一二二九〇　貨物自動車相互間の中継輸送の実施に関する基本的な方針　二一　231　一六
一二二九一　土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件　二二　九
一二二九二―一二二九三　運輸審議会から答申があった件　二二　九
一二二九四―一二二九七　高速自動車国道に関する件　二三　四
一二二九八―一二二九九　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　二三　五
一三〇〇　船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件　二六　二
一三〇一―一三〇三　砂防法第二条の土地を指定する件　二六　三
一三〇四　土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件　二七　五
一三〇五　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　二八　五
一三〇六―一三〇八　砂防法第二条の土地を指定する件　二九　三
一三〇九　航空交通情報の提供に関する業務を行う機関のうち、航空交通情報圏の種子島情報圏、屋久島情報圏、喜界情報圏、徳之島情報圏、沖永良部情報圏及び与論情報圏に係る内容並びに民間訓練試験空域のＫＳ11―1及びＫＳ11―2に係る内容を変更する件　二九　四
一三一〇　航空情報を提供する場所のうち、航空情報を口頭（無線電話によるものに限る。）により提供する場所を変更する件　二九　四
一三一一　建設業法に基づく登録監理技術者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二九　五
一三一二　登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件　二九　五
一三一三―一三一四　砂防法第二条の土地を指定する件　二九　五
一三一五　航空保安無線施設の設置及び変更に係る告示について　二九　237　三〇
一三一六　採光のための窓その他の開口部を設けることを要しない衛生上支障がない建築物を定める件　三〇　三
一三一七　平成二十二年国土交通省告示第二百六十八号の一部を改正する件　三〇　三
一三一八　自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令別表第一備考の告示で定める金額を定める件　三〇　三
一三一九　令和三年国土交通省告示第三百二十六号の一部を改正する件　三〇　三
一三二〇　令和二年国土交通省告示第八百五十号の一部を改正する件　三〇　三
一三二一　宅地建物取引業法施行規則第十三条の二十四に基づく登録実務講習の廃止の件　三〇　五
一三二二　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　三〇　五
一三二三　船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件　三〇　五
一三二四　船舶安全法の規定に基づき、事業場の認定が失効した件　三〇　六
一三二六　建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号イ(2)等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件等の一部を改正する告示　三〇　238　八六
一一八九　旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件　二九　五
○海上保安庁
一三一　牧山船舶通航信号所に関する告示を廃止する告示　一　六
一三二　船舶と港長との間の無線通信による連絡に関する告示及び港則法施行規則第八条の二の規定による指示の方法等を定める告示の一部を改正する告示　一　217　五〇